

全体貸借対照表
(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	78,426,591	固定負債	38,416,242
有形固定資産	70,201,609	地方債	28,603,560
事業用資産	30,358,757	長期未払金	-
土地	4,328,364	退職手当引当金	2,516,997
立木竹	3,394,181	損失補償等引当金	-
建物	64,305,318	その他	7,295,685
建物減価償却累計額	-44,745,284	流動負債	3,532,868
工作物	2,497,376	1年内償還予定地方債	2,831,094
工作物減価償却累計額	-113,741	未払金	545,369
船舶	-	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-	前受金	378
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	139,125
航空機	-	預り金	16,901
航空機減価償却累計額	-	その他	-
その他	-		
その他減価償却累計額	-		
建設仮勘定	692,543		
インフラ資産	36,605,493	負債合計	41,949,110
土地	91,054	【純資産の部】	
建物	1,001,504	固定資産等形成分	78,680,518
建物減価償却累計額	-296,227	余剰分(不足分)	-39,453,699
工作物	83,426,743	他団体出資等分	-
工作物減価償却累計額	-48,098,413		
その他	-		
その他減価償却累計額	-		
建設仮勘定	480,832		
無形固定資産	6,663,064		
物品	6,663,064		
物品減価償却累計額	-3,425,705		
投資その他の資産	315		
ソフトウェア	-		
その他	315		
投資及び出資金	8,224,667		
有価証券	74,037		
出資金	26,135		
その他	47,902		
投資損失引当金	-		
長期延滞債権	230,097		
長期貸付金	59,429		
基金	6,948,513		
減債基金	1,701,869		
その他	5,246,644		
その他	925,862		
徴収不能引当金	-13,271		
流動資産	2,749,339		
現金預金	1,834,361		
未収金	239,715		
短期貸付金	-		
基金	679,753		
財政調整基金	679,753		
減債基金	-		
棚卸資産	1,883		
その他	-		
徴収不能引当金	-6,374		
資産合計	81,175,929	純資産合計	39,226,820
		負債及び純資産合計	81,175,929

全体行政コスト計算書

自平成31年4月 1日
至令和 2年3月31日

(単位：千円)

科目	金額
【純経常行政コスト】	
経常費用	17,870,501
業務費用	9,615,089
人件費	2,431,318
職員給与費	2,115,995
賞与等引当金繰入額	9,862
退職手当引当金繰入額	-
その他	305,460
物件費等	6,872,200
物件費	3,629,809
維持補修費	297,348
減価償却費	2,945,043
その他	-
その他の業務費用	311,571
支払利息	204,749
徴収不能引当金繰入額	18,090
その他	88,732
移転費用	8,255,412
補助金等	3,209,930
社会保障給付	5,040,630
他会計への繰出金	-
その他	4,852
経常収益	2,187,745
使用料及び手数料	1,150,250
その他	1,037,495
純経常行政コスト	15,682,755
【純行政コスト】	
臨時損失	329,839
災害復旧事業費	-
資産除売却損	329,839
投資損失引当金繰入額	-
損失補償等引当金繰入額	-
その他	-
臨時利益	25,633
資産売却益	25,256
その他	377
純行政コスト	15,986,961

全体純資産変動計算書

自平成31年4月1日
至令和2年3月31日

(単位：千円)

科目	合計	固定資産 等形成分		
		固定資産 等形成分	余剰金 (不足分)	他団体出資等分
前年度末純資産残高	41,451,844	79,140,669	-37,688,825	-
純行政コスト(△)	-15,986,961		-15,986,961	-
財源	14,992,145		14,992,145	-
税金等	10,628,050		10,628,050	-
国県等補助金	4,364,095		4,364,095	-
本年度差額	-994,817		-994,817	-
固定資産等の変動(内部変動)		778,339	-778,339	
有形固定資産等の増加		5,317,124	-5,317,124	
有形固定資産等の減少		-3,958,032	3,958,032	
貸付金・基金等の増加		96,516	-96,516	
貸付金・基金等の減少		-677,269	677,269	
資産評価差額	5,802	5,802		
無償所管換等	-63,700	-63,700		
その他	-1,172,310	-1,180,592	8,282	
本年度純資産変動額	-2,225,024	-460,151	-1,764,874	-
本年度末純資産残高	39,226,820	78,680,518	-39,453,699	-

【様式第4号】

全体資金収支計算書

自平成31年4月 1日
至令和 2年3月31日

(単位：千円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	14,827,717
業務費用支出	6,572,305
人件費支出	2,430,609
物件費等支出	3,855,463
支払利息支出	204,749
その他の支出	81,484
移転費用支出	8,255,412
補助金等支出	3,209,930
社会保障給付支出	5,040,630
他会計への繰出支出	-
その他の支出	4,852
業務収入	15,802,379
税収等収入	10,623,557
国県等補助金収入	3,362,563
使用料及び手数料収入	800,817
その他の収入	1,015,442
臨時支出	
災害復旧事業費支出	-
その他の支出	-
臨時収入	117,389
国県等補助金収入	117,389
その他の収入	-
業務活動収支合計	1,092,051
【投資活動収支】	
投資活動支出	4,822,623
公共施設等整備費支出	4,521,539
基金積立金支出	281,528
投資及び出資金支出	-
貸付金支出	19,556
その他の支出	-
投資活動収入	1,748,219
国県等補助金収入	1,091,035
基金取崩収入	549,513
貸付金元金回収収入	19,198
資産売却収入	30,096
その他の収入	58,378
投資活動収支合計	-3,074,403
【財務活動収支】	
財務活動支出	2,648,965
地方債償還支出	2,648,965
その他の支出	-
財務活動収入	4,687,764
地方債発行収入	4,687,764
その他の収入	-
財務活動収支合計	2,038,799
本年度資金収支額	56,447
前年度末資金残高	1,761,637
本年度末資金残高	1,818,084
前年度末歳計外現金残高	16,177
本年度歳計外現金増減額	101
本年度末歳計外現金残高	16,277
本年度末現金預金残高	1,834,361

全体財務書類における注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの

備忘価格1円で記載

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路等の敷地については、備忘価額1円と
しています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物(事業用資産)…10年～50年

工作物(事業用資産)…10年～60年

工作物(インフラ資産)…3年～98年

物品…3年～15年

② 無形固定資産……………定額法

(ソフトウェアについては、当町における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。)

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上して
います。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額
について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(4) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(5) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

物品の計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円(美術品は 300 万円)以上の場合に資産として計上しています。

2. 重要な会計方針の変更等

該当事項はありません。

3. 重要な後発事象

該当事項はありません。

4. 偶発債務

該当事項はありません。

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 全体財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、個別排水処理事業特別会計、水道事業特別会計、下水道事業特別会計

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づく出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(2) 貸借対照表に係る事項

該当事項はありません。

(3) 行政コスト計算書に係る事項

該当事項はありません。

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支△1,777,603 千円

② 地方自治法第 235 条の 4 第 1 項に規定する歳入歳出に属する現金としています。